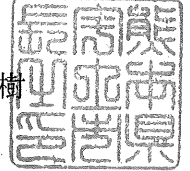


宇市商指令第23号
令和元年12月17日

菊池郡大津町室 686 番地 1
株式会社グッドスタッフ
代表取締役 日野 源男 様

宇土市長 元松 茂樹



令和元年7月19日付けで申請の宇土マリーナ物産館の指定管理者の指定については、宇土マリーナ物産館の設置及び管理に関する条例（平成17年宇土市条例第7号）第3条の規定により指定します。

施設の名称 宇土マリーナ物産館

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

教 示

1. この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により宇土市長に対して異議申立てをすることができます。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宇土市を被告として（宇土市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。